

板橋区町会・自治会デジタル活用事業補助要綱

(令和7年3月24日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区内に住所を有する地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体（以下「町会等」という。）がデジタル活用事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、これに係る経費の一部を区が補助することについて必要な事項を定め、町会等活動の効率化、負担軽減、活性化や充実に資する人材育成ならびにデジタルデバイド解消を図ることを目的とする。

(補助金の対象事業)

第2条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、町会等が行う次の各号に掲げるものとする。なお、同一年度における申請は、一団体当たり一事業に限る。

- (1) ホームページの開設
- (2) オンライン会議の実施
- (3) 電子回覧板の実施（令和7年度より区が実施する地域交流アプリ導入支援事業に参加する場合を含む）
- (4) パソコン、スマートフォン教室の実施
- (5) その他区長が認めるデジタル技術を活用した事業

2 前項第1号のホームページ開設とは次のとおりとする

- (1) 初めてホームページを開設する場合
- (2) 既に開設しているが、プロバイダやレンタルサーバー等のサービス終了に伴い、新規開設が必要な場合
- (3) 開設から5年以上経過しており、更新や保守等に不都合が生じている場合

(事業の完了期間)

第3条 この補助金の交付対象となる事業の完了期間は、当該補助金の交付申請をした日の属する年度内とする。

(補助対象経費)

第4条 当該補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、プロバイダ回線使用料及びホームページ維持管理経費は対象としない。また、タブレット端末等の機器の購入に対する補助は、一事業に対して一度に限る。

- (1) 事業を実施するための物品（タブレット端末、パソコン、モバイルルーター、テキスト等）の購入・貸出に要する経費
- (2) 事業を実施するために使用するシステムの調達やWebサービスの利用、アプリケーション等のライセンス調達に要する経費
- (3) 事業に関する講師等の謝礼に要する経費
- (4) 事業の実施に要する会場使用料（スマホ教室等、講座を開く場合のみ）
- (5) 事業実施のための広報に要する費用（チラシ作成、ポスティング委託料等）
- (6) 効率的な事業実施のための委託経費（ホームページ作成委託等）
- (7) その他区長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条各号に掲げる経費の合計額に4分の3を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、20万円を限度とする。ただし、令和7年度より区が導入する地域交流アプリ事業に限り、導入開始年度から3年間は予算の範囲内において全額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする町会等（以下「申請団体」という。）は、事業の実施計画及び補助金交付申請書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 申請団体の規約

（補助金の交付決定）

第7条 区長は、申請団体から前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）又は補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、申請団体に可否の決定を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助金交付決定通知を受けた者（以下「被交付者」という。）は、前条の規定による補助金交付決定通知を受領した場合において、補助金の交付の内容に異議があるときは、当該通知書受領後10日以内に申請を取り下げることができる。

（補助金の請求）

第9条 被交付者は、補助金請求書（別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（事故報告）

第10条 被交付者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の実施が困難となった場合には、速やかにその理由、実施の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 被交付者は、事業を完了後、速やかに実績報告書（別記第7号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）事業報告書（別記第8号様式）

（2）収支決算書（別記第9号様式）

（補助金の額の確定）

第12条 区長は、前条の規定に基づく実績報告を受けたときは、事業の成果が補助金の決定内容及び交付条件に適合しているかを審査し、適合していると認められるときは、第5条の規定により算出した補助金の交付決定額と前条の実績報告を踏まえて算出した補助金の額とを比較していずれか低い額をもって交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記第10号様式）により、被交付者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 区長は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）事業が予定の期間内に完了しなかった場合又は事業を実施しなかった場合において、第10条に定める報告をせず、その指示を受けなかったとき。

（2）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

（3）補助金を他の用途に使用した場合

（4）その他区長が不相当と認めた場合

（補助金の清算）

第14条 被交付者は、第12条の規定により補助金確定通知書を受領した場合は、受領後速やかに補助金清算書（別記第11号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第15条 区長は、第12条の規定により、補助金の額を確定した場合において、既に当該額を超える補助金が交付されているときは、別記第10号様式により期限を定めて超過額相当分の返還を命ずるものとする。

2 区長は、第13条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合に、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の定めるところによるほか、補助金の交付に関して必要な事項は、区民文化部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

事務所所在地

申請団体名称

代 表 者

板橋区町会・自治会デジタル活用事業補助金交付申請書

年度地域振興事業補助金を下記のとおり交付されるよう、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 申請団体の規約

第2号様式（第7条関係）

年度板橋区町会・自治会デジタル活用事業計画書

1 事業名

2 事業内容

3 実施目的

4 実施日時又は期間

年 月 日から 年 月 日を予定

5 実施場所（第2条第4号の規定により実施する事業）

6 参加予定者数（第2条第2号の規定により実施する事業）

7 受講予定者数（第2条第4号の規定により実施する事業）

8 事業実施の決定について

①会議名

②開催年月日

③開催場所

④出席者数

第3号様式（第7条関係）

年度 板橋区町会・自治会デジタル活用事業収支予算書

1 収入の部

金額単位：円

科 目	収入内容	金額	備考
補 助 金 収 入	板橋区補助金		
そ の 他 収 入	町会負担金		
合 計			

2 支出の部

金額単位：円

科 目	内 訳		
	支出内容	金 額	事業における活用方法
(1) 謝礼金			
計 円			
(2) 物品購入費			
計 円			
(3) 印刷経費			
計 円			
(4) 役務費			
計 円			
(5) 委託料			
計 円			
(6) レンタル・リース料			
計 円			
合 計		円	

※ 本表には事業実施に伴うすべての収支予定及び補助対象経費について、詳細をもれなく記入すること。

板橋区町会・自治会デジタル活用事業補助金交付決定通知書

事務所所在地
団 体 名 称
代 表 者

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度デジタル活用事業に対する補助金は、下記により交付します。

令和 年 月 日

東京都板橋区長 坂 本 健

(公 印 省 略)

記

1 交付金額 金 円

2 交付条件

- (1) この補助金は、交付申請書記載の目的及び事業に使用し、他に使用しないでください。
- (2) 事業計画又は収支予算書を変更したときは、補助金額を変更することがあります。
- (3) 事業終了後、速やかに事業報告書及び収支決算書を提出してください。
- (4) 補助金の使途について、本職が報告又は書類の提出を求めたときはこれに応じてください。
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれかの義務を履行しないときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

3 申請の取り下げ

この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この通知書を受け取った日から10日以内に申請の取り下げをすることができます。

第 5 号様式（第 7 条関係）

板区地第 号

板橋区町会・自治会デジタル活用事業補助金不交付決定通知書

事務所所在地 板橋区
団 体 名 称
代 表 者 様

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度デジタル活用事業に対する補助金は、下記により不交付と決定しましたので通知します。

令和 年 月 日

東京都板橋区長 坂 本 健
(公 印 省 略)
記

不交付理由

第 6 号様式（第 9 条関係）

補助金請求書

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

（件 名） 年 月 日付け 板区地第 号により交付決定された 年度 町会・自治会デジタル活用事業に対する補助金として、上記の金額を請求いたします。

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

事務所所在地
申請団体名称
代 表 者

第 7 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

事務所所在地
申請団体名称
代 表 者

板橋区町会・自治会デジタル活用事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定された 年度町会・自治会デジタル活用事業補助金について、下記のとおり関係書類を添えて報告いたします。

記

1 実績額

単位：円

交 付 決 定 額	受領額 (A)	実績額 (B)	不用額 (A)－(B)

2 関係書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

第 8 号様式（第 11 条関係）

年度板橋区町会・自治会デジタル活用事業報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 実施日時又は期間

年 月 日から 年 月 日

3 実施内容

4 実施場所（第 2 条第 4 号の規定により実施する事業）

5 参加者数（第 2 条第 2 号の規定により実施した事業）
名

6 受講者数（第 2 条第 4 号の規定により実施した事業）
名

7 ホームページについて（第 2 条第 1 号の規定により実施した事業）

①トップページのアドレス

②公開日

第9号様式（第11条関係）

年度 板橋区町会・自治会デジタル活用事業収支決算書

1 収入の部

金額単位：円

科 目	収入内容	金額	備考
補 助 金 収 入	板橋区補助金		
そ の 他 収 入	町会負担金		
合 計			

2 支出の部

金額単位：円

科 目	内 訳		
	支出内容	金 額	事業における活用方法
(1) 謝礼金			
計 円			
(2) 物品購入費			
計 円			
(3) 印刷経費			
計 円			
(4) 役務費			
計 円			
(5) 委託料			
計 円			
(6) レンタル・リース料			
計 円			
合 計		円	

※ 本表には事業実施に伴うすべての収支結果及び補助対象経費の詳細について、もれなく記入すること。

板橋区町会・自治会デジタル活用事業補助金確定通知書

事務所所在地
団 体 名 称
代 表 者

令和 年 月 日付け、令和 年度補助事業実績報告及び補助金収支決算報告に基づき、令和 年 月 日付け 板区地第 号で交付決定した令和 年度デジタル活用事業補助金については、町会・自治会デジタル活用事業補助要綱第 12 条に基づき下記のとおり確定します。

令和 年 月 日

東京都板橋区長 坂 本 健
(公 印 省 略)

記

1 確 定 金 額 金 円

2 返還額がある場合

板橋区町会・自治会デジタル活用事業補助要綱第 15 条に基づき、 年 月 日までに返還するよう命じます。

(1) 補助金確定額	円
(2) 既交付済額	円
(3) 返還額	円

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

事務所所在地
申請団体名称
代 表 者

板橋区町会・自治会デジタル活用事業補助金清算書

年 月 日付けで交付決定された 年度 地域振興事業補助金について、
下記のとおり清算いたします。

記

- 1. 受 領 額 （ 交 付 決 定 額 ） _____ 円
- 2. 執 行 額 （ 交 付 確 定 額 ） _____ 円
- 3. 清 算 額 （受領額－執行額） _____ 円